

## 「博物館の登録に関する規則」の改正について

### 1 改正の趣旨

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、「博物館の登録に関する規則」の一部を改正する。

### 2 改正の内容

法改正に併せて必要となる登録制度等の所要の見直しおよび博物館指定施設（旧「博物館相当施設」）の指定に係る申請について定め、規則の名称を「博物館の登録に関する規則」を「博物館の登録等に関する規則」に改める。

（第2条、第3条3～5、第4条、第7条、第9条、第10条、第12条追加。その他様式の改正・新設）

#### <主な改正のポイント>

- （1）規則制定の趣旨の改正（第1条）
  - ・博物館の登録（以下「登録」）、博物館指定施設の指定（以下「指定」）に係る必要事項を定める。
- （2）教育長専決事項として明記（第2条）※新設
  - ・登録及び指定その他について教育長に委任する事務とする。
- （3）様式の追加（第3条）
  - ・法第13条第1項第3～5号に基づき基準に適合していることを証する書類を明記（第2～5項）
- （4）登録の審査（第4条）※新設
  - ・法第13条第1項に基づき学識経験を有する者の意見を聴くこと（第1項）
- （5）定期報告（第7条）※新設
  - ・法第16条に基づく博物館の運営状況の報告について様式等を定める。
- （6）指定に係る申請書の書類等を規定（第9条、第10条）
  - ・博物館法施行規則第23条第2項第1～3号に基づき添付する書類（第1～4項）
- （7）公表（第11条）
  - ・インターネットその他で公表する事項を明記
- （8）その他（第12条）
  - ・博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 3 施行日 4月1日